

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六 一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

八 変更年月日

平成二十四年十一月十日

二 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課